令和8年9月10日

事業主　様

北海道労働局長登録教習機関　登録番号：北労衛教第11号
(公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)
旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習のご案内

規定に基づき、酸素欠乏危険作業場所における作業に労働者を従事される場合、事業者は労働災害を防止するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければなりません。
(労働安全衛生法14条、安衛令第6条 21号 同別表第18の25号)
つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

◆主な酸欠危険作業場所◆(次頁の酸素欠乏危険作業場所参照)
マンホール、ピット、トンネル、穀物の倉庫、サイロ、醤油や酒等のタンク、し尿やパルプ液のタンクなど

記

1　講習日程(３日間)

受講日		時間(休憩含)	会場	受付期間	定員
第3回	令和8年11月10日(火)	9:00～16:50	旭川勤労者福祉会館 2F 大・中会議室 (旭川市6条通4丁目)	9/10～10/29	80名
	・11月11日(水)	9:00～17:00			
	・11月12日(木)	9:00～16:00			
第4回	令和9年1月18日(月)	9:00～16:50	旭川勤労者福祉会館 2F 大・中会議室 (旭川市6条通4丁目)	11/18～1/5	80名
	・1月19日(火)	9:00～17:00			
	・1月20日(水)	9:00～16:00			

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

2　受講資格
特になし

3　講習料
２３，４３０円(消費税10%を含む)
内訳：受講料21,120円、テキスト代2,310円
※使用テキスト：酸素欠乏危険作業主任者テキスト(中災防発行)

4　科目免除者
下記のいずれかに該当すれば、科目免除になります。(講習料は免除なしと同額)

1. 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者
2. 平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者
3. 平成6年12月31日までに日本赤十字社が行った救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者

5　申込方法
受付期間内に、**受講申込書**を当協会に提出して下さい。
※先着順に受付し、**定員８０名**に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。

6　講習料納入方法
受講料の支払方法は原則振込となります。
※申込書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込み下さい。

7　申込みに必要なもの
(1)写真２枚(30ミリ×24ミリ)
背景無地、上半身無帽で最近６か月以内に撮影したもの
(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る)
(2)科目免除者は、認定証などのコピー

8　講習科目・時間数（学科講習11時間30分＋実技講習4時間＋修了試験3時間）

講習科目	時間数	講習科目	時間数
酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	３時間	関係法令	２時間30分
		学科修了試験	１時間
酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識	４時間	実技：救急そ生の方法（免除あり）	２時間
		実技：酸素及び硫化水素の濃度の測定方法	２時間
保護具に関する知識	２時間	実技修了試験	２時間

9　修了証

学科及び実技の修了試験合格者に、講習後約２週間で札幌の本部より郵送されます。

10　受講の取消

講習初日の２営業日前までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

11　注意事項

遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。

12　その他

本講習は「人材開発支援助成金　建設労働者技能実習コース」の対象になります。
申請に必要な書類・証明等及び受験結果のお問い合わせは、（公社）北海道労働基準協会連合会にお願いいたします。　TEL　０１１－７４７－６１４１

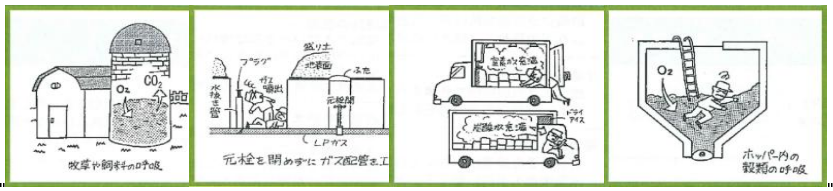

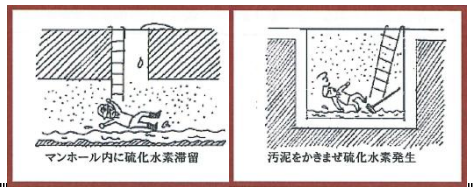

【　酸素欠乏危険作業場所　】（安衛令・別表第六）

一　次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函(かん)、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）
　イ　上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧(ゆう)水がなく、又は少ない部分
　ロ　第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
　ハ　メタン、エタン又はブタンを含有する地層
　ニ　炭酸水を湧(ゆう)出しており、又は湧(ゆう)出するおそれのある地層
　ホ　腐泥層
二　長期間使用されていない井戸等の内部
三　ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
三の二　雨水、河川の流水又は湧(ゆう)水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部
三の三　海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若 しくはピット（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
四　相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部
五　石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チツプ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部
六　天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
七　穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
八　しようゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
九　し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
十　ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部
十一　ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
十二　前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

酸素欠乏症は、致死率が高く非常に危険です！

申込み・問合せ先
〒070-0043 旭川市常盤通１丁目 道北経済センター６階
旭川地方労働基準協会内
公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部
TEL 0166-22-8621　FAX 0166-22-8687

様式11-1.4

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習受講申込書

受講地	旭 川	受講日	/ ～ /

縦30㎜
横24㎜

写真1枚のり付け
1枚は横に添付

裏面に氏名記入

正面脱帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。

もう１枚の写真を貼り付けずに添付してください。

楷書で正確に書いてください。

ふりがな		
氏　　名		
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無（いずれかを〇で囲む）有・無		
併記を希望する氏名又は通称		
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日	
現住所	〒	携帯 TEL
勤務先 所在地	〒	TEL
勤務先 名　称		FAX

※旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書類を添付してください。

酸素欠乏危険作業主任者講習科目のうち救急そ生の方法(実技)を免除希望する者 (数字を〇で囲む)	１．日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者
	２．平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者
	３．平成6年12月31日までに日本赤十字社の行った救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者
注）　救急そ生(実技)の免除の資格をもっている方はその証書の写しを必ず裏面に添付してください。	

年　　月　　日

※ 受講番号	

（公社）北海道労働基準協会連合会長　殿

(注)※欄は記入しないでください。

※受講資格確認・免除資格確認	
本 部	年　月　日
支 部	年　月　日

修了証（受講票）の送り先	１.自宅	２.勤務先	３.その他（　　）